

本論文は、外国国家に対する裁判権行使を制約する国際法上の制度—裁判権免除制度—について、その基本的な性格を当該制度を形作ってきた英米の国内判例をつぶさに再検討することを通して明らかにし、免除の射程を解明することを試みたものである。

序章では、通説が裁判権免除を訴訟手続にかけられた被告が外国主権国家であるという被告の法的地位に着目した「人的な」制度（被告が誰かを問う制度）として構成していること、そうした理解が、国家が相互に法的に平等な主体であるという特別な地位を有していることを理由として、外国国家に対しては裁判権を行使し得ないとする、かつて各国国内法において一般的であったいわゆる「絶対免除主義」の考え方に基づいて形成されたことが紹介される。他方で、現在、多くの国では、他国の「主権的行為」については裁判権を行使し得ないが、「業務管理行為」については法廷地国の裁判権行使を認める「制限免除主義」の考え方がとられるようになっており、被告が誰かではなく訴訟事項の性質に着目して管轄権行使を控えるこうした実行を通説的な制度理解に基づいて把握することへの疑問が提起される。

第1章「裁判権免除の『人的』性格を巡る学説状況」では、上記の疑問にも関わらず、大多数を占める通説が裁判権免除を「人的」制度と措定した上で具体的な免除の範囲のみに議論を終始させている中で、裁判権免除の法的性質に自覚的に向き合う稀な学説として **Brownlie** の所論とこれに対する **Jennings, Crawford, Fox** の応答が紹介され、その見解対立の中から以下の課題が抽出される。第1に、**Brownlie** は、「絶対免除主義」の時代には人的な裁判権免除制度が妥当していたとしても、現代の実行は当該制度とは性質を異にする「司法判断適合性」の問題として理解すべきことを説いており、免除制度の基本的な性格については歴史的に断絶がないことを措定する通説の理解の妥当性を検証する必要があることが指摘される。第2に、裁判権免除の法的性質に関する理解の相違は、①免除付与は被告が外国国家である場合に限定されるか、②裁判に服する旨の外国国家による同意の効果はいかなるものか、③免除付与をどのような判断枠組みに則って行うか、④裁判権免除と執行免除の関係はいかに理解されるか、といった諸点について解釈論上の違いを生み出していることが分析される。

第2章では、以上の分析に基づいて、「絶対免除主義」時代の主要判例がどのような論理で免除を導いており、上記の4つの論点に関してどのような立場を取っていたかが、免除法理の形成を主導したとされる英米の代表的な11件の判例の分析を通じて検証される。その結果、第1に、「絶対免除主義」時代の英米においては、自国の主権者を裁判手続から免除することとの均衡の観点から、人的免除法理に基づいて他国主権者に対する免除が肯定されてきたこと、第2に、他方で、外国公船の差押え等に関わる対物訴訟の事案においては、当該船舶を利用して行われる他国の公役務の遂行を保護することを目的として免除を付与する裁判例も存在したことが示される。通説は、かつて成立した人的法理が現在に至るまで免除制度を規定していると

するが、そもそも「絶対免除主義」の時代についてさえ、免除の実行を人的法理のみによって把握する理解は片面的なものであることが本章の分析によって明らかにされている。

つづく第3章では、「制限免除主義」への移行期の代表的裁判例とされる7件の事案が分析される。前章で示された2つの免除法理のうち、人的法理については、法の支配の観念の進展により主権者が自国の裁判権に服するようになったことに伴い、均衡の観点から免除が保障されてきた外国主権者についても人的免除法理の妥当が否定されていったこと、他方で、他国の公役務の遂行を保護するための免除法理は、引き続き裁判所の判断を支える法理として援用された過程が克明に描き出され、免除に関する現代の実行は、通説の理解とは異なって、むしろかつてから一貫して存在してきた国際法上保護に値する他国の公役務遂行を尊重するための制度として整合的に理解し得ることが示唆される。

以上の歴史分析を経て、終章では、現行の裁判権免除がどのように理解されるかについて、第1章で特定した4つの論点に沿って以下のような整理がなされる。第1に、他国の公役務保護を目的とする免除法理においては、裁判手続における被告が誰かは重要ではなく、裁判の実施によって他国の公役務遂行が阻害されるかが免除付与判断の焦点となるため、免除は私人間訴訟においても問題となる。第2に、裁判実施に外国国家自身が同意した場合、人的免除法理に基づけば保護されるべき外国主権者自らによる免除放棄は効果を有するが、同様に公役務保護の免除法理を前提としても、もはや問題となる役務を保護しなければならない理由が失われ、同意は免除を否定する効果を持つ。第3に、人的法理に基づく通説は、被告が外国国家でさえあれば例外に該当することが証明されない限り免除付与を措定するが、公役務保護法理を前提とすればそうした定型的対応はとられず、具体的な請求内容に照らして、裁判の実施が他国の職務の実現を害するか否かが吟味される。そして、第4に、公役務保護の免除法理は、管轄権行使が結果として他国の職務遂行を害するかに着目するため、免除の対象となる管轄権は、裁判手続に限られず、事案の性質に応じて差押えや執行等の多様な場面に及び得ることとなる。実際にも、近年の実行においては、私人間訴訟において免除が問題とされ、あるいは免除付与に推定を置くべきかが争われているが、免除制度の性質の理解を踏まえることによって、こうした実行上の争点に対して適切な評価を下すことが可能となることを示唆して本論は締めくくられる。

本論文の特徴は、第一に、裁判権免除制度を巡っては、学説の大勢が、免除認否の基準や、特定の事項に関する免除の認否といった各則に議論を集中させる中で、免除の根拠とそれに支えられた制度の規範構造そのものを明らかにすることを試みる点にある。本論文がこうしたアプローチを採用するのは、裁判権免除を巡る今日の裁判例が、通説の理論枠組みを外れ、もしくはその理解に疑念を突きつける形で展開していることに照らして、基準論をはじめとする各則に答えを出すためには、制度の基本的な枠組みを明らかにする必要があると考えるからである。「制限免除主義」に基づく判断が一般的な現代において、なお人的免除法理に依拠して免除に関する実践を理解することの正当性については、これまで明確な答えが示されることのないまま、当該法理を措定した上で解釈論が行われてきた。本論文は、免除の根拠に着目して裁判例の歴史的展開を改めて分析することによって、今日においてはもはや人的法理が妥当しな

いことを示し、免除認否及び免除規則の適用範囲に関して、外国国家による公役務の円滑な遂行の保護という基盤に基づける形で解釈論を提示することに成功している。具体的には、現行の裁判権免除は、①私人間訴訟においても適用され得ること、②免除付与は原則として措定されるのではなく、国際法上保護される他国の「職務」実現が害されることが示されて初めて導出されること、そして、③請求内容に応じて裁判管轄権からの免除と並んで執行管轄権からの免除までを包括的に対象としうる法理であること、という点で従来理解とは異質の規範構造を備えていることを示したことが本論文の成果であり、歴史的検証に裏付けられ、かつ、近年の裁判例にも対応した現実的な形で、免除規範の解釈論を行うための実践的な判断枠組みを提示した点は高く評価される。

他方、本論文にも短所がないわけではない。論文中で扱われる種々の概念の使い方やその相互関係については精査が必要な点も見受けられる。また、この分野における従来理解が専ら英米の実行に基づいてきたとは言え、大陸法系の諸国の実行にも目配りがあればより議論の説得力が増したと思われる。このことは、英米の実行を基礎として説かれる通説の歴史理解や理論的枠組みに誤りがあることが本論文によって明らかにされ、また、これに代わる現代の裁判権免除制度の根拠が他国の公役務保護の尊重にあることが一定程度の説得性を持って示されているものの、他の理解の可能性を排除して積極的に同定されるまでには至っていないことを意味する。同様に、外交官免除、国家行為理論、司法判断適合性等の法廷地国の裁判権行使を規律する他の諸法理と、本論文で導かれた職務保護の免除法理をどのように関係づけるべきかという点も残された課題である。

しかし、上記のいくつかの点で弱点があったとしても、それらはむしろ本研究を足掛かりとして進められるべき今後の研究課題として捉えられるものであって、提出論文が、免除の分野に対して先行研究にはない新たな学術的貢献を加えたことには変わりがない。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。